

お 知 ら せ

令和4年11月18日
内 閣 官 房

1. 北朝鮮は、本日10時14分頃、平壤近郊から、1発のICBM級弾道ミサイルを、東方向に向けて発射した。詳細については現在分析中であるが、発射された弾道ミサイルは約69分飛翔し、11時23分頃、北海道の渡島大島の西方約200kmの日本海（我が国の排他的経済水域（EEZ）内）に落下したものと推定される。飛翔距離は約1,000km、また最高高度は約6,000km程度と推定される。
2. 付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていない。
3. 総理には、本件について直ちに報告を行い、
 - ① 情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
 - ② 航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
 - ③ 不測の事態に備え、万全の態勢をとることの3点について指示があった。
4. また、政府においては、官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行った。
5. これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。また、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反するものであり、我が国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議し、強く非難した。
6. 国民の生命・財産を守り抜くため、引き続き、情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、今後追加して公表すべき情報を入手した場合には、速やかに発表することとしたい。